

# 重要事項説明書

令和3年4月1日

## 1 事業主体概要

事業主体名	社会福祉法人 敬聖会
法人の種類	社会福祉法人
代表者名	理事長 森 喜美子
所在地	函館市桔梗町557番地
法人の理念	福祉サービスを必要とする者が、心身とも健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的とします。
他の介護保険関連の事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 特定施設入居者生活介護事業所及び介護予防特定施設入居者生活介護事業所 ケアハウス センテナリアン</li><li>・ グループホームききょう</li><li>・ 特別養護老人ホーム桔梗みのりの里</li><li>・ 短期入居者生活介護桔梗みのりの里</li></ul>
他の介護保険以外の事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ケアハウス センテナリアン</li></ul>

## 2 事業所の概要

事業所名	デイサービスセンター桔梗みのりの里
所在地	函館市桔梗1丁目3番地8号
保険事業者指定番号	0171403603
管理者	施設長 加藤 征人
電話番号・FAX番号	電話 0138-46-5151 FAX 0138-46-3130
サービス提供地域	函館市(旧4町村を除く) 北斗市 七飯町
営業時間	8:30 ~ 17:00(月曜日~土曜日) 日曜日、年末年始(12/31~1/3)はお休みです。
運営の方針	<p>利用者が要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、機能訓練及び日常生活の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の身体的、精神的負担の解消が図られるよう援助するものとする。</p> <p>事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p>

### 3 職員体制

職 種	員 数	常 勤		非 常 勤	
		専従	兼務	専従	兼務
管 理 者	1		1		
生活相談員	1	1			
介護職員	3	3			
看護職員	1			1	
機能訓練指導員	1	1			

### 4 サービス利用者負担

- ・ 介護サービス料金+食事代等となります。
  - ・ 現金によるお支払い、口座振替でのお支払い、お振込でのお支払いの中からご希望のものをお選びください。ただし、口座振替や振込でのお支払いにおける手数料についてはお負担いただきます。
  - ・ 詳しい料金表は下記参照しております。ご確認ください。
  - ・ 来所後の急変等による利用キャンセル時は、当日の食事代のみお支払いとなります。ご了承ください。
- ※お休みの際や、利用を中止するときには、あらかじめ事務所へご連絡下さい。
- ・ 行事等、活動における教養娯楽費が必要な場合は自費となります。

#### (要介護の方)

	① 基本額	② 入浴介助加算 I	③ 個別機能訓練加算 I	④ 生活機能向上連携加算	⑤ サービス提供体制加算 I	処遇改善加算 I	特定処遇改善加算 I	食 事 代 (昼食代+おやつ代)
1	567	40	56	100	22	①～⑤の 合計× 5.9%	①～⑤の 合計× 1.2%	550
2	670							
3	773							
4	876							
5	979							

※1 介護保険負担割合証に記載されている負担割合に応じた額となります。

※2 社会福祉法人による利用者負担軽減制度の適用を受け、市町村が発行する「社会福祉法人等による利用者負担軽減確認証」を持っている利用者の方は負担額が軽減されます。

※3 令和3年9月まで新型コロナウイルス感染症対策についての上乗せ加算として、①基本報酬の0.1%を算定させていただきます。

#### (函館市、北斗市、七飯町の第1号通所事業の方)

	①基本額	②運動器機能向上訓練加算	③サービス提供体制加算 I	処遇改善加算 I	特定処遇改善加算 I	食 事 代 (昼食代+おやつ代)
要支援 1	1,672	225	88	①～③の合計 ×5.9%	①～③の合計 ×1.2%	550
要支援 2	3,428		176			

- ※1 介護保険負担割合証に記載されている負担割合に応じた額となります。
- ※2 事業対象者の方が週1回の場合は要支援1の料金、週2回の場合には要支援2の料金となります。
- ※3 七飯町の方の場合は、要支援2の方が週1回のご利用の場合は、要支援1の料金となります。
- ※4 社会福祉法人による利用者負担軽減制度の適用を受け、市町村が発行する「社会福祉法人等による利用者負担減免確認証」を持っている利用者の方は負担額が軽減されます。
- ※5 令和3年9月まで新型コロナウイルス感染症対策についての上乗せ加算として、①基本報酬の0.1%を算定させていただきます。

## 5 緊急時の対応

サービスの提供中に容体の急変等があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、森病院、消防救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡します。

## 6 事故発生時の対応

- ・ 事故発生ときは、利用者の生命・身体の安全を最優先に行動します。
- ・ 事故が発生した場合には、直ちに家族に連絡をします。また、居宅介護支援事業所にも連絡をします。
- ・ 必要に応じて関係市町村へ連絡します。
- ・ 事故再発防止のための会議を行います。

## 7 苦情処理体制

### 《相談・苦情の受付等》

- ① 担当者は、利用者等からの相談・苦情及び意見箱を設置し、随時受け付けいたします。
- ② 担当者は、利用者からの相談・苦情受付に際し、次の事項を福祉サービスに関する相談・苦情受付記録に記録します。

### 《相談・苦情受付の報告、確認》

- ① 担当者は受け付けた相談・苦情はすべて責任者及び苦情対応委員会に報告します。
- ② 投書など匿名の相談・苦情についても相談・苦情受付記録に記録し、責任者及び苦情対応委員会へ報告をするとともに、必要な対応を行います。
- ③ 函館市保健福祉部高齢福祉課の紹介事業者段階で解決できない場合は、函館市保健福祉部高齢福祉課を紹介するなど必要な情報提供を行います。

### 《相談・苦情解決の話し合い》

- ① 苦情対応委員会にて相談・苦情の内容を確認し解決案の調整を行います。
- ② 苦情対応委員会での結果をもとに申出人と責任者及び担当者の話し合いによる解決を図ります。
- ③ 話し合いの結果や改善事項等を書面に記録します。

### 《相談・苦情解決の記録・報告》

- ① 担当者は、相談・苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録します。
- ② 苦情解決責任者は、一定期間ごとに苦情解決結果について第三者委員に報告し必要な助言を受けます。
- ③ 苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束自他事項について苦情申出人に報告します。

<<解決結果の公表>> ① サービスの質や信頼性の向上を図り利用者によるサービスの選択に資するため、個人情報に関するものを除き、「事業報告書」等に苦情解決の実績を掲載し、公表します。 ② 意見箱に寄せられた匿名の相談・苦情解決の結果については、個人情報に関するものを除き、「皆様の声」として掲示し、公表します。
---

8 苦情相談機関

苦情解決責任者	施設長：加藤 征人
苦情受付担当者	主任兼生活相談員：永井 伸哉 生活相談員：鈴木 有紀
社会福祉法人 敬聖会	笠松 光明 電話 0138-47-0430 函館市西桔梗町435番地の252
苦情処理第三者委員	角谷 利夫 電話 0138-22-8166 函館市末広町12番地の1
外部苦情申立機関	函館市保健福祉部高齢福祉課 電話 0138-21-3025 函館市東雲町4番13号
	北海道国民健康保険団体連合会 総務部介護・障害者支援企画・苦情係 電話 011-231-5175 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館

9 第三者評価の実施状況

・第三者評価は実施していません。
------------------

令和 年 月 日

通所介護サービス・第1号通所事業サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(事業者) 事業者名 デイサービスセンター桔梗みのりの里  
説明者 主任兼生活相談員 永井 伸哉  
生活相談員 鈴木 有紀

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認します。

(利用者) 氏名 \_\_\_\_\_

(代理人) 氏名 \_\_\_\_\_